

川崎市使用済自動車等に係る不利益処分等に関する事務手続要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）及び、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく使用済自動車等に係る不利益処分の事務処理に関し、行政手続法（平成5年法律88号）、川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）及び、川崎市使用済自動車等に係る不利益処分等に関する事務手続要綱に基づいて必要な事項を定め、また、瑕疵による登録の取消し及び瑕疵による許可の取消しについて必要な事項を定め、もって不利益処分等の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(不利益処分の基準)

第2条 不利益処分の基準は、別に定める「川崎市使用済自動車等に係る不利益処分の基準」による。

(手続きの区分)

第3条 予定される不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与については、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、次の区分に従い、意見陳述のための手続きを執るものとする。ただし、瑕疵による登録及び許可の取消しの場合は意見陳述のための手続きは要しない。

- (1) 法第51条第1項及び法第58条第1項に基づく登録の取消しの場合 聴聞
- (2) 法第51条第1項及び法第58条第1項に基づく事業の停止命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (3) 法第66条（法第72条において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消しの場合 聴聞
- (4) 法第66条（法第72条において準用する場合を含む。）に基づく事業の停止命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (5) 法第20条第3項に基づく措置命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (6) 法第90条第3項に基づく措置命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (7) 廃棄物処理法第19条の3に基づく改善命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (8) 廃棄物処理法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5及び第19条の6に基づく措置命令の場合 書面による弁明の機会の付与
- (9) その他必要と認められる場合 聴聞

2 前項の規定に係らず当該不利益処分の名宛人の意向等を勘案して口頭による弁明の機会を付与することができる。

3 行政手続法第13条第2項に該当する場合は、第1項に規定する手続きを省略することができる。

第2章 予定される不利益処分等の内容の決定

第4条 予定される不利益処分等の決定は、「川崎市使用済自動車等に係る不利益処分等に関する事務手続要綱」に従い、予定される不利益処分等の内容を検討し、決定する。

第3章 聴聞

(聴聞の通知等)

第5条 予定される不利益処分の内容が第3条第1項(1)、(3)及び(9)である場合は、予定される処分内容及び根拠となる法令、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所等を記載した聴聞通知書(第1号様式)により、不利益処分の名宛人となるべき者に聴聞の通知をするものとする。

2 当事者は、やむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申し出るときは、聴聞期日変更申出書(第2号様式)により聴聞の期日までに申し出ることができる。

3 市長は、聴聞の期日の変更を行った場合は、聴聞期日等変更通知書(第3号様式)により、当事者及び参加人宛てに聴聞の期日の変更等の通知をするものとする。

4 第1項及び前項に規定する通知書は、到達した日が確認できる方法により、聴聞の期日から起算して2週間前までに通知するものとする。

(聴聞の公示)

第6条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第1項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞開催通知(第4号様式)を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

(1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(4) 前条第1項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(意見陳述書の提出)

第7条 当事者は、聴聞の出席に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物件を提出するときは、意見陳述等提出書(第5号様式)により聴聞の期日までに提出することができる。

(代理人の選任等)

第8条 当事者又は参加人は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書(第6号様式)により、聴聞の期日までに提出しなければならない。

2 当事者又は参加人は、代理人の資格を喪失させたときは、代理人解任届(第7号様式)により速やかに届け出るものとする。

(関係人の参加の許可等)

第9条 参加人は、聴聞に関する手続に参加することの許可を受けようとするときは、参加許可申請書(第8号様式)により、聴聞の期日の1週間前までに主宰者宛てに申請し、許可を受けなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、参加許可通知書(第9号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

3 主宰者は、第1項の許可をしないときは、不許可の理由を記載した参加不許可通知書（第10号様式）により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

4 主宰者は、聴聞に際し、意見陳述等が必要である場合は、その者に対し、参加要請書（第11号様式）により、聴聞の参加を要請することができる。

（補佐人の許可等）

第10条 当事者又は参加人は、補佐人とともに出席しようとするときは、補佐人出席許可申請書（第12号様式）により、聴聞の期日の1週間前までに主宰者宛てに申請し、許可を受けなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、補佐人出席許可通知書（第13号様式）により、当該当事者又は参加人に速やかに通知するものとする。

3 主宰者は、第1項の許可をしないときは、不許可の理由を記載した補佐人参加不許可通知書（第14号様式）により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

（資料の閲覧等の手続）

第11条 当事者及び当該不利益処分等がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他当該不利益処分等の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めるときは、資料閲覧等請求書（第15号様式）により請求しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに文書閲覧等許可通知書（第16号様式）により、当事者等に通知するものとする。

（聴聞の続行）

第12条 主宰者は、当事者等から証拠の書類等を後日提出する用意がある場合など聴聞を続行する必要があると認められる場合は、聴聞を続行することができる。

2 聴聞を続行する場合は、聴聞続行通知書（第17号様式）を、到達した日が確認できる方法により、聴聞期日の2週間前までに通知するものとする。

3 第5条第2項から第4項までの規定は、聴聞を続行する場合について準用する。

（聴聞続行の公示）

第13条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第2項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞続行開催通知（第18号様式）を川崎市役所本庁舎の掲示場に公示する。

（1）不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所

（2）聴聞の期日及び場所

（3）聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（4）前条第1項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（聴聞通知後の廃止届出の扱い）

第14条 聴聞通知送付後に、当該聴聞に係る業の許可の廃止届出の提出があった場合は、当該廃止届出を預かり、聴聞を行うことを被処分者に伝えるものとする。

2 聴聞通知送付後に、当該聴聞に係る業者の登録の廃止届出の提出があった場合は、聴聞を行なわない。

(聴聞調書及び報告書の提出)

第 15 条 主宰者は、聴聞の期日ごとに行政手続法第 24 条第 1 項に規定する聴聞調書（第 19 号様式）及び同条第 3 項に規定する報告書（第 20 号様式）を速やかに作成し、廃棄物指導課に提出しなければならない。

(不利益処分を検討)

第 16 条 聴聞調書及び報告書に基づき、不利益処分検討委員会等を開催し、当該許可取消しの不利益処分等の内容を検討する。

2 第 3 条第 3 項に該当する場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。ただし、その場合は各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

(聴聞の再開)

第 17 条 前条第 1 項において、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要と認めるときは、主宰者に対し、報告書を差し戻して、聴聞の再開を命ずることができる。

2 主宰者は、前項の規定により聴聞再開を命ぜられた場合は、聴聞を再開しなければならない。

3 聴聞を再開する場合は、聴聞再開通知書（第 21 号様式）を聴聞期日の 2 週間前までに通知するものとする。

4 第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定は、聴聞を再開する場合について準用する。

(聴聞再開の公示)

第 18 条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第 3 項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞開催通知（第 22 号様式）を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (4) 前条第 1 項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の 4 週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰者指名の通知)

第 19 条 第 5 条、第 12 条及び第 17 条に規定する聴聞を行う場合は、聴聞の通知を送付する日までに聴聞の主宰者を指名し、聴聞の主宰者の指名通知書（第 23 号様式）を主宰者宛てに通知すること。

2 主宰者は、環境局生活環境部及び環境局施設部の課長職から指名する。ただし、不利益処分検討委員会の委員である者は、主宰者に指名できない。

3 主宰者は、主宰者を補佐するための事務を行う者を、同課の中から選任することができる。

(聴聞調書及び報告書閲覧等の手続)

第 20 条 当事者又は参加人は、行政手続法第 24 条第 1 項に規定する聴聞調書及び同条第 3 項に規定する報告書の閲覧を求めるときは、聴聞調書等閲覧等請求書（第 24 号様式）により請求しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに聴聞調書等閲覧等許可通知書（第 25 号様式）により、当事者等に通知するものとする。

（処分の通知）

第 21 条 引取業者の登録の取消し処分の場合は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令を記載した文書（第 26 号様式）により被処分者に通知する。

2 フロン類回収業者の登録の取消し処分の場合は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令を記載した文書（第 27 号様式）により被処分者に通知する。

3 解体業の許可の取消し処分の場合は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令を記載した文書（第 28 号様式）により被処分者に通知する。

4 破砕業の許可の取消し処分の場合は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令を記載した文書（第 29 号様式）により被処分者に通知する。

5 第 1 項から第 4 項の通知は、被処分者に到達したことが確認できる方法によること。

ただし、被処分者の所在が不明の場合は、民事訴訟法第 110 条から同法第 112 条の規定に基づくものとする。

第 4 章 弁明の機会の付与

（弁明の機会付与の通知）

第 22 条 予定される不利益処分の内容が第 3 条第 1 号(2)、(4)から(8)及び第 2 号である場合は、予定される処分内容及び根拠法令、処分の原因となる事実、弁明書の提出の期限及び場所等を記載した弁明の機会付与通知書（第 30 号様式）により、不利益処分の名宛人となるべき者に弁明の機会付与の通知を行うものとする。

2 弁明の機会付与通知書は、到達した日が確認できる方法により、弁明書の提出期限又は口頭による弁明の期日から起算して 2 週間前までに通知するものとする。

（弁明の機会付与の公示）

第 23 条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第 1 項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した弁明の機会付与通知（第 31 号様式）を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

(1) 不利益処分の名宛人となるべき者の氏名及び住所

(2) 弁明書の提出期限及び場所

(3) 弁明の機会の付与に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(4) 前条第 1 項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

2 前項の掲示は、聴聞の期日の 4 週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人の選任等）

第 24 条 当事者は、代理人を選任したときは、代理人資格証明書（第 32 号様式）により、弁明書の提出期限までに提出しなければならない。

2 当事者又は参加人は、代理人の資格を喪失させたときは、代理人解任届（第 33 号様式）により速やかに市長へ届け出るものとする。

（不利益処分の検討）

第 25 条 提出された弁明書又は口頭による弁明に基づき、不利益処分検討委員会等を開催し、不利益処分の内容を検討する。

2 第 3 条第 3 項に該当する場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。ただし、その場合は各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

（処分の通知）

第 26 条 引取業者の事業の全部又は一部の停止命令は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令等を記載した文書（第 34 号様式）により通知する。

2 フロン類回収業者の事業の全部又は一部の停止命令は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令等を記載した文書（第 35 号様式）により通知する。

3 解体業者の事業の全部又は一部の停止命令は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令等を記載した文書（第 36 号様式）により通知する。

4 破碎業者の事業の全部又は一部の停止命令は、処分の内容、処分の理由及び根拠法令等を記載した文書（第 37 号様式）により通知する。

5 改善命令は、命令の内容及び期限等を記載した文書（第 38 号様式）により被処分者に通知する。

6 勧告に係る措置命令は、命令の内容及び期限等を記載した文書（第 39 号様式）により被処分者に通知する。

7 措置命令は、命令の内容及び期限等を記載した文書（第 40 号様式）により被処分者に通知する。

8 第 1 項から第 7 項の通知は、被処分者に到達したことが確認できる方法によること。

ただし、被処分者の所在が不明の場合は、民事訴訟法第 110 条から同法第 112 条の規定に基づくものとする。

第 5 章 瑕疵による登録及び許可の取消しの通知

（瑕疵による登録及び許可の取消しの通知）

第 27 条 瑕疵による引取業者の登録の取消しの場合、処分内容及び処分の理由を記載した文書（第 41 号様式）により被処分者に通知する。

2 瑕疵によるフロン類回収業者の登録の取消しの場合、処分内容及び処分の理由を記載した文書（第 42 号様式）により被処分者に通知する。

3 瑕疵による解体業者の許可の取消しの場合、処分内容及び処分の理由を記載した文書（第 43 号様式）により被処分者に通知する。

4 瑕疵による破碎業者の許可の取消しの場合、処分内容及び処分の理由を記載した文書（第 44 号様式）により被処分者に通知する。

5 第 1 項から第 4 項の通知は、被処分者に到達したことが確認できる方法によること。

ただし、被処分者の所在が不明の場合は、民事訴訟法第 110 条から同法第 112 条の規定

に基づくものとする。

第5章 雑則

(関係機関への通知)

第28条 登録又は許可の取消し処分を行った場合には、公益財団法人自動車リサイクル促進センター及び各都道府県政令市宛てに通知するとともに、処分が業の許可の取消しである場合には、環境省へ報告する。

ただし、暴力団員に係る者は、神奈川県警察本部長宛てに通知する。

(不利益処分の公表)

第29条 不利益処分を行った場合は、公表するものとする。公表の手続きは、原則として、総務局報道・市民の声担当宛てに投込記事依頼により行うこと。

ただし、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

(決裁の区分)

第30条 次の各号に該当する場合は、不利益処分等の決裁は、環境局長まで受けるものとする。

- (1) 第4条に規定する予定される不利益処分内容の決定
 - (2) 第5条、第6条、第12条、第13条、第17条、第18条に規定する聴聞に係る通知
 - (3) 前号に掲げる聴聞に係る第19条に規定する主宰者指名の通知
 - (4) 第22条に規定する弁明の機会付与通知
 - (5) 第16条及び第25条に規定する不利益処分内容の決定
 - (6) 第21条、第26条に規定する不利益処分通知
 - (7) 第27条に規定する瑕疵による取消しの通知
- 2 第29条に係る決裁は、生活環境部長まで受けるものとする。
- 3 第1項及び前項に掲げるもの以外は、当該課長の決裁を受けるものとする。
- 4 第1項から第3項の規定に係わらず、環境局長が判断したときは、この限りではない。

(不利益処分の遵守の確認)

第31条 許可の取消しの場合には、許可証を返納させる。

- 2 登録の取消しの場合には、登録通知書を返納させる。
- 3 登録及び許可の取消し以外の不利益処分の場合は、立入検査等により確認する。

(協議)

第32条 この要領に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。